

## 西都市空き家情報バンク制度要綱

平成19年西都市告示第220号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西都市における空き家の有効活用を通して、西都市民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物をいう。

所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報を提供するシステムをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)に空き家情報バンク登録カード(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家情報バンク登録台帳（様式第3号）に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第4号）を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家情報バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、空き家情報バンク台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク登録抹消通知書（様式第5号）を当該利用登録者に通知するものとする。

空き家情報バンク台帳の登録抹消の申し出があったとき。

登録の日から5年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

その他市長が必要と認めるとき。

（利用登録）

第7条 利用希望者は、空き家情報バンク台帳の情報の提供を受けようとするときは、空き家情報バンク利用登録申込書（様式第6号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、利用希望者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当

すると認めるときは、空き家情報バンク利用登録台帳（様式第7号）に登録し、空き家情報バンク利用登録完了書（様式第8号）により当該申込者に通知するものとする。

空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

空き家に定住し、又は定期的に滞在して、西都市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者

その他市長が適当と認めた者

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの利用登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク利用登録抹消通知書（様式第9号）を当該利用登録者に通知するものとする。

空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

申込内容に虚偽があったとき。

空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

その他市長が適当でないとき。

（情報の提供等）

第10条 市長は、利用登録者から空き家情報バンク台帳に登録された情報

の提供を求められた場合は、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家登録者は、市長に情報の提供を受けた利用登録者への回答内容を報告するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買等の契約については、一切これに関与しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。